
令和6年 6 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 議 録 (第2日)

令和6年6月12日(水曜日)

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 令和5年度宇美町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号 町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第25号 財産の取得について(第4分団小型動力ポンプ付積載車購入)
- 日程第5 議案第26号 財産の取得について(電子黒板購入)
- 日程第6 議案第27号 工事請負契約の締結について(令和6年度宇美小学校校舎外壁等改修工事)
- 日程第7 議案第28号 宇美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第29号 宇美町特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例について
- 日程第9 議案第30号 令和6年度宇美町一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 令和5年度宇美町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号 町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第25号 財産の取得について(第4分団小型動力ポンプ付積載車購入)
- 日程第5 議案第26号 財産の取得について(電子黒板購入)
- 日程第6 議案第27号 工事請負契約の締結について(令和6年度宇美小学校校舎外壁等改

修工事)

日程第7 議案第28号 宇美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第29号 宇美町特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例について

日程第9 議案第30号 令和6年度宇美町一般会計補正予算(第1号)

出席議員(12名)

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和	
書記 中山 直子	書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 安川 茂伸	副町長 …………… 原田 和幸
副町長 …………… 一木 孝敏	教育長 …………… 折居 邦成
総務課長 …………… 八島 勝行	地域コミュニティ課長 …… 太田 一男
シティプロモーション課長 …… 瓦田 浩一	企画財政課長 …………… 工藤 正人
税務課長 …………… 田口 嘉輝	会計課長 …………… 大神 隆史
住民課長 …………… 野田 幸二	健康課長 …………… 水野 治也
福祉課長 …………… 佐伯 剛美	環境課長 …………… 石川 和男
管財課長 …………… 矢野 量久	都市整備課長 …………… 藤木 義和
上下水道課長 …………… 前田 友博	学校教育課長 …………… 川畑 廣典

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第2号を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1. 承認第1号

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

令和5年度宇美町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めるものでございます。

提案理由は、企業版ふるさと応援寄附金を寄附の目的にあった事業に速やかに活用できるよう、令和6年3月29日までの寄附金をふるさと応援基金に積み立てるために、緊急に補正予算を編成する必要が生じまして、令和6年3月29日に令和5年度宇美町一般会計補正予算（第8号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものでございます。

2ページが専決第5号専決処分書になっております。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度宇美町一般会計予算書（補正第8号）を令和6年3月29日に専決処分したものでございます。

次に、予算書のほうを見ていただきたいと思います。

それでは、予算書3ページのほうをお願いいたします。

令和5年度宇美町一般会計補正予算（第8号）は歳入歳出それぞれ90万円を追加し、予算総額を147億625万5,000円とするものでございます。

今回は歳入のほうから説明をさせていただきたいと思いますので、10ページ、11ページをお願いいたします。

17款寄附金1項寄附金4目企業版ふるさと応援寄附金1節まち・ひと・しごと創生推進事業を90万円増額しており、その内訳につきましては、安心して子どもを産み育てることができる事業が70万円、誰もが安心して暮らし活躍できる事業が20万円となっています。

続いて、歳出を説明させていただきます。次の12、13ページをお願いいたします。

まず、2款総務費1項総務管理費6目企画費は財源更正となっておりますが、寄附金90万円のうち14万3,000円を運営代行手数料のほうに充当するものでございます。

14目基金費24節積立金では90万円から先ほどの手数料を引いた残り75万7,000円をふるさと応援基金に積立てをしています。なお、手数料のほうに14万3,000円を充当したことで、同額が一般財源として浮いた形になりますので、それにつきましては、財政調整基金に今回積立てをするということにしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

今回の補正は、緊急に予算を組む必要があったということで、専決処分がなされたというふうの説明がされましたけれども、本当に専決処分をするしか選択肢がなかったのか、緊急にでも議会を招集して、一度議会に諮るべきではなかったのかと考えるわけですが、この専決処分に至った詳しい経緯について質問をいたします。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

提案理由のほうでも御説明いたしましたけれども、その年度内に入った寄附金については、積立てをどうしてもやりたいと、積立てをやることによって、年度当初からそれぞれの事業に充当することができるというふうに考えています。

そこで積立てをしなかった分については、当然次の年度に前年度繰越金として一般財源化をされてしまいますので、それ以降の使い道を考えるしかないというところで、当初からそれぞれの事業に充当させていくためには、その年度内に寄附のあったものについては、積立てをさせていただきたいというふうに考え、今回は専決をさせていただいておりますが、今年度以降につきましても、3月31日ぎりぎりまで待って、その日までに寄附があった分については、積立てをさせていただきたいというふうに思っておりますので、今年度以降も3月31日付で、補正予算を専決処分をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

たします。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

タブレット設定のため、暫時休憩します。

10時06分休憩

.....

10時08分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2. 承認第2号

○議長（古賀ひろ子）

日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝）

おはようございます。承認第2号につきまして、税務課より御説明をいたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に町税条例の

一部を改正する必要が生じ、令和6年3月30日に町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものである。これが、この議案を提出する理由でございます。

この町税条例でございますが、地方税法に準拠して昭和26年に公布いたしております。今回、上位法であります地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月28日に参議院本会議にて可決し、3月30日公布、一部を除き4月1日に施行となりましたことから、町税条例の一部を早急に改正する必要が生じました。しかしながら、議会を招集するいとまがなかったため、専決処分をさせていただいたところでございます。

次の2ページが専決処分書でございます。

次の3ページからが、町税条例の一部を改正する条例の改正文でございます。3ページから14ページまでとなっております。

15ページをお願いいたします。

町税条例新旧対照表でございます。表の左側が改正案、右側が現行の条文で、アンダーラインの部分が改正された箇所となります。15ページから43ページまでとなっております。

それでは、44ページをお願いいたします。こちらの町税条例の一部を改正する条例の概要、こちらで内容の御説明をさせていただきます。

まず、定額減税についてでございます。

令和6年度分の個人住民税の所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するもので、納税者の合計所得金額が1,805万円、給与収入とした場合は2,000万円以下に限る所得制限を設けております。

減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行うものとなっております。

例として、給与所得の特別徴収の場合を掲載しております。

例年の初回の徴収となる6月を徴収しないこととし、減税後の税額を7月から翌年5月の11か月で均等に徴収することとなり、減税の効果も6月の可処分所得の増として実感できるようになっております。

また、定額減税による影響に対する措置として、ふるさと納税の特例控除上限額等について、定額減税前の所得割額とすること。定額減税による個人住民税所得割額の減収額については、全額国費で補填することとされています。

次に、固定資産税についてでございます。

固定資産税、土地に係るものについて、負担調整措置等についてでございます。負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年間延長。

償却資産につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備等を対象設備に追加した上での2年延長。

物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫等に係る課税標準の特例措置について、ナンバープレート解析AIカメラ等を対象設備に追加した上での2年延長となっています。

次に、個人住民税でございます。

雑損控除の特例について、令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税において、その損失を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるものでございます。能登半島地震については、災害対応のため、税制改正前の6月21日に公布、同日施行されたものとなっておりますが、今回の改正に含めております。

その他の改正内容につきましては、35ページから38ページにかけまして、条文ごとの概要と施行等を添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

今回の承認第2号に限った話ではないんですけど、今回の6月定例議会、専決処分が3つ出されております。

専決処分をやってはいけないのだというつもりは全くないのですが、しかし専決処分というのは、議会に諮らずに決めてしまう。後から議会で承認をするということで、結局議会で承認するからいいじゃないかという方もおられるかもしれませんが、私は専決というのは、やはり普通の審議とは違うものであるから、極力時間がないとはいえ、議会をちゃんと緊急にでも開いて、きちんと議員で審議するべきだというふうに考えております。

事情を聞くと、執行部は執行部なりのこういう事情があって、どうしてもやむを得なかったから、これ緊急に専決したんだというふうにおっしゃる。それは分かるんです。

今回の町税の条例の変更についても、国の法律に合わせる形で、どうしてもこれ緊急にしなきゃいけなかった、それは分かるんです。しかし、私、あくまで議員ですので、議員の立場で、こういうふうに専決処分されて、議会の審議を経ないで後から承認する。こういう形で話が進んでいくと、私は一番恐れているのは、またいつもの専決かということで、議会が専決処分に慣れていって弛緩していく、これを私一番恐れているわけでありまして。

だから、何回も言いますが、専決処分やっちゃだめだというつもりはないんですけど、専決処分というものには、極めて慎重に、軽々に行うべきではないというふうに考えております。

町長が議会を軽視して専決処分をやっているというのは思っておりませんが、しかし人の思いというものは見えませんので、これは言葉で思っていることを表明してもらえないわけです。

そこで町長、ちょっと確認の意味で質問したい。町長は専決処分というものについて、どういうふうに捉えていますか。慎重であるべきだというふうに考えていますが、町長は専決処分についてどういう認識をお持ちでしょうか、お答えください。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

先ほどといい、今の税務課の課長のあれもありましたけども、専決処分をすること自体は問題ないということは、議員も御存じと思ひまして、まさに専決処分をするに値するような案件であるし、議会を招集するいとまがないという権限でさせていただいているところです。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。9番、鳴海議員、質疑ということで、質疑です。どうぞ。

○議員（9番 鳴海圭矢）

町長の見解は見解として、ちょっと一旦置くとして、ちょっとすみません、別の話になりますけれども、今度の町税条例を改正するときに、自動車税に関わってくるところがありましたよね。これ19ページになりますか。軽自動車税のところです。

それが小型特殊自動車、農耕作業用のもの、これは年額1,600円だったものが年額2,400円になって、その他のものが年額4,700円から5,900円になるということですが、これはどういった判断に基づいて、金額が、税額が変わったのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

田口課長。

○税務課長（田口嘉輝）

こちらの軽自動車税の部分につきましては、本来であれば、平成26年4月1日の専決処分の際に改正を実施いたしまして、平成26年4月臨時会において、議会報告を行い承認を得た、平成26年度の税制改正に伴う条例改正に含まれていたものでございます。

現在の例規システムに反映されていないことが発覚したため、その文言の訂正として、今回の改正に含めて修正をし、現状に合わせるという改正を行ったものでございます。

○議長（古賀ひろ子）

9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

現状に合わせる形で文言修正したということですが、この小型特殊自動車、農耕作業用のものというのは、実際のところ、これ実際使っている方どれくらいおられるかというのは、当局では把握されているんですか。

○議長（古賀ひろ子）

田口課長。

○税務課長（田口嘉輝）

令和6年度当初課税でいきますと、農耕用として登録されているものが220件ございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第3. 承認第3号

○議長（古賀ひろ子）

日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、承認第3号について御説明いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めるものです。

提案理由ですが、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、緊急に宇美町国民健康

保険税条例の一部を改正する必要が生じ、令和6年3月30日に宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものです。

今回の改正につきましては、上位法であります地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月28日に参議院本会議にて可決し、3月30日公布、4月1日に施行となりましたことから、宇美町国民健康保険税条例の一部を早急に改正する必要が生じました。しかしながら、町議会を招集するいとまがなかったため、専決処分をさせていただいたところでございます。

議案の2ページが専決処分書、3ページが宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の本文。4から5ページが新旧対照表、6ページが改正資料となっています。

内容につきましては、この改正資料にて御説明いたします。

初めに条例改正の目的ですが、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準額を見直すことにより、被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るものです。

次に、改正の概要ですが、まず（1）課税限度額の改正です。

課税限度額は国の方針として、高所得者に応分の負担を求め、負担感が重いと言われる中間所得層に配慮するため段階的に引き上げられています。

今回の改正では、地方税法施行令の改正に併せて保険税の後期高齢者支援金等分に係る課税限度額を改正します。改正の内容は表の黄色塗りの箇所ですが、後期高齢者支援金等分を22万円から24万円に引き上げ、全体で106万円とするものです。

次に（2）の軽減判定所得基準額の改正です。

経済の動向を踏まえて軽減判定所得の算定基準額を引き上げることで、これまで軽減の対象であった世帯が、軽減の対象から外れないように見直されたものです。

今回の改正では、地方税法施行令の改正に併せて5割軽減と2割軽減の判定基準額を改正します。改正の内容は表の黄色塗りの箇所ですが、5割軽減は改正前が29万円であったものを改正後は29万5,000円に、2割軽減は53万5,000円から54万5,000円に引き上げます。

最後に（3）施行期日です。

施行日は令和6年4月1日としています。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

このたび軽減判定所得基準額が変わるということで、5割軽減の方が、今まで29万円だったのを29万5,000円にプラスすると、2割軽減の人は53万5,000円を54万5,000円にするということですが、この判定基準の引上げによって、実質的にどういった影響が出てくるのか、つまり世帯数が増減するという——具体的にどういう世帯数が増減するのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

この軽減判定基準額の改正は、5割と2割の軽減を、前年度において軽減を受けていた方が、今回軽減から外れないような措置で見直されたものでございます。

実際の数字としましては、前年が5割軽減が872世帯、今年度においては803世帯、マイナス69世帯。2割軽減が、前年が515世帯、今年度は497世帯、マイナス18世帯となっておりますが、これは前年度において軽減になってあった方の所得が増えたことによるものだと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

私は承認第3号について反対の立場から討論をしたいと思えます。

この中で、課税限度額の引上げというものが、専決処分であつたわけですが、そもそもからして、今の国民健康保険税というのは非常に高いと、世帯によっては年収の1割近くを負担しなければならないということで、非常に、物価高も相まって町民の生活を圧迫しているといっても過言ではないかと思えます。

そういった中で応分の負担を求めるといふ、負担感が重いといわれる中間所得層に配慮するために、段階的に引き上げられているというふうの説明はされておりますけれども、宇美町内の国保に加入している世帯というのは、大体年収が100万円、200万、300万、400万、ちょっと世間一般的に年収的に見て、あまり所得が多くない世帯が非常に多く占められているわけで、その中で課税限度額を引き上げていっても、結局被保険者間で負担をたらい回しというと言

葉悪いですけど、そういったことになるわけで、結局のところ国保の財政というものを、抜本的に改善する解決策にはならないというふうに考えております。

ではどうすればいいのか、国庫の負担率を上げると、これが私は一番の解決策ではないかなと思います。

国民健康保険特別会計に対する国庫の負担率の引上げを要求して、そして課税限度額の引上げ、これに反対いたしまして、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

私は賛成の立場で討論させていただきます。

今回の課税限度額の改正、確かに物価高騰しております折に、非常に値上げするのかというところであろうかと思いますが、実は診療報酬いわゆる医療機関が、医療機関に対して保険者が請求する診療報酬もその値上げという中で、値上げされるというふうになります。

したがって、これは後期高齢者の支援でございますが、年間で40兆円を超える国民医療費の中で大部分を占める後期高齢者医療、この支援は必要というふうに考えるところでございます。

それから、あくまでもこれ限度額ですので、高額な所得者に対する負担が増、負担増というふうになるわけでございます。軽減判定所得の基準額も改正されてまして、そういったところの該当するような方々には、配慮がなされているというふうにも思うところでございます。

したがって、以上により賛成とさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

これで討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第4. 議案第25号

○議長（古賀ひろ子）

日程第4、議案第25号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。太田地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

それでは、よろしくお願いいたします。

議案第25号 財産の取得について、次のとおり財産を取得するものとする。令和6年6月11日提出、宇美町長安川茂伸。

1、取得備品の名称、第4分団小型動力ポンプ付積載車。2、契約方法、随意契約。3、契約金額、2,475万円。4、契約の相手方、住所または所在地、福岡市中央区平尾三丁目17番6号、氏名または名称、株式会社福岡トーハツ、代表者資格氏名、代表取締役澤田守雄。

提案理由でございますが、第4分団小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴い、更新車両を取得することについて、宇美町町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2ページを御覧ください。

参考資料としまして、議案第25号の概要でございます。

1、取得備品の内容、第4分団小型動力ポンプ付積載車1台。型式、ワンボックスタイプ（救急車ベース）。全長5,230ミリメートル以下。全幅1,880ミリメートル以下。全高2,490ミリメートル以下。トランスミッションはオートマチック。駆動方式は4輪駆動。乗車定員は6名、内訳としまして前部に3名、後部に3名でございます。

2、主な装備、小型動力ポンプB-3級。装備品、赤色蛍光灯、電子サイレン、後部リフターなど。艀装、資機材、ホース収納台車、ポンプ台車、リフター取付。付属品、吸管、消防用ホース、鳶口など。3、工期、契約効力の発生の日から令和7年3月28日まで。4、指名業者でございますが、2者を指名させていただいております。愛知ポンプ工業株式会社、株式会社福岡トーハツとなっております。

3ページを御覧ください。

5、機器写真でございます。上の4枚が現在の第4分団車両の写真でございます。その下に新車両のイメージ写真をつけておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。10番、白水議員。

○議員（10番 白水英至）

今説明では、老朽化とおっしゃいましたが、耐用年数などがあれば教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

メーカーの更新推奨期間につきましては、おおむね15年とされています。消防法につきましては、おおむね15年とされておりまして、走行距離やポンプの使用時間等を考慮して更新を行っております。

宇美町におきましては、おおむね大体20年で更新を行うこととしております。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

また、次に納車される予定がありましたら教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

消防車の更新につきましては、大型事業を年度別実施計画というのをつくっておりまして、これに基づいて更新を行っております。

令和7年度につきましては6分団の車両を、令和8年度につきましては1分団の車両、令和9年度につきましては、本部の本部分団の車両を更新する予定としております。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

古い車両はどのようになっているのか。以前は発展途上国とかに譲渡やったか、売却やったか、ちょっと記憶は定かじゃないんですが、今はどのようにされておられるか、お知らせをお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

現在の消防車につきましては、車両については町内の自動車整備会社のほうに売払いをお願い

しています。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

それは売却ととっていいんですか。じゃあ金額までお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

過去の実績で申しますと、令和4年度7分団の消防車につきましては、売払い額は27万5,000円、その前の令和2年度5分団の消防車につきましては、売払い額が48万8,640円でございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

消防車も年々、性能も価格もよくなってきていると思いますが、旧車両と新しい車両との性能の違いを教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

現在の消防車、4分団の消防車につきましては、初期消火の対応型消防車ということで、1トンの水槽を積載した消防車両となっております。ここが大きな違いかなというふうに感じております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

先ほどの白水議員の質問と関連するんですけれども、前回の全員協議会で下取りの買取り価格10万円と言われて、私は啞然としてしまいました。走行距離数なんかも、そう走ってないですよ。十分に価格査定をきちんとやっていただいて買取りをやっていただく、非常に大事なことと思いますので、財産の処分になりますからしっかりやっていただきたいのと、それはさっきの質問で回答されたからいいんですけれども、ポンプについての取扱いというのをお尋ねします。

ポンプはかなり高性能のポンプなんです。また、宇美町でもいろんな浸水地域というのがあります。もしそういった浸水地域で水浸しになった場合、こういった可搬のポンプというのはすご

く役に立つんです。

ポンプも下取りの価格の中に、下取りというか買取りの中に含まれているのかどうか、私はしっかり保管して、いざというときに備える。また山林火災なんかも発生する場合もあると思いますんで、ポンプの取扱いというのをどうやっていこうと考えているのか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

4分団が持っています今のポンプにつきましては、障子岳地区に配備していますポンプの老朽化に伴いまして、それと交換をする予定としております。（発言する者あり）はい、交換して使用する。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

交換と言われましたけれども、じゃあ1分団のポンプはどのようにするつもりですか、廃棄するんですか。私はきちんと整備して、そういった有事のために備えておくべきだと思いますけど、こういった考えをお持ちですか。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

現在の障子岳地区に配備しています古いポンプにつきましては、交換後は整備をしまして、消防会館のほうに保管したいというふうに考えています。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号 財産の取得についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第26号

○議長（古賀ひろ子）

日程第5、議案第26号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

議案第26号 財産の取得について、次のとおり財産を取得するものとする。令和6年6月11日提出、宇美町長安川茂伸。

1、取得備品の名称、情報機器（電子黒板）。2、契約方法、随意契約。3、契約金額869万円。4、契約の相手方、福岡市中央区大名二丁目9番27号、株式会社内田洋行九州支店、支店長坂口秀雄。

提案理由ですが、新しい時代に対応した教育の推進を図るため、宇美町立小・中学校において情報機器を取得することについて、宇美町町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

2ページ、参考資料を御覧ください。

1、取得備品の内容ですが、記載の性能を有した電子黒板と、そのスタンドを各学校5台ずつ、それから教育委員会事務所に1台の合計41台を購入いたします。2、工期につきましては、契約の効力の発生の日から令和6年8月27日まで。3、指名業者は記載の5者による見積競争入札で実施をしております。

次の3ページには、導入機器のイメージ写真をつけておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

この電子黒板、私も学校に行ったとき見ております。先生方の評判もすごくいいんです。とっても使い勝手がいいと、もう台数が足りなくて取り合いになっていると、そういった話も聞いて、各学校に5台ずつ配置されるのはすごくいいことだなと、よく頑張ってくれたなと思っているわけなんですけれども、ただ学校の各教室には、現在も大型の液晶テレビが、各教室に1台ずつ設

置されております。

それとの違いといいますか、こういったところが使い勝手がどれだけいいとか、液晶テレビじゃ不満なんですかと。買っていただくとすごくありがたいんです、液晶テレビじゃ使い勝手が悪いからやられていると思いますけれども、その辺何が違うのか、もうちょっと理由を、購入の理由を説明していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

今、御説明にありました天つり型のそれぞれあるものは、議員がおっしゃったようにテレビでございます。

今回導入する電子黒板というのは、これはテレビではありません。もう本当にいわゆるパソコン系の電子機器です。

それで、用途としては、例えば天つり型にも確かに線をつなげばパソコンの画面は映し出せます。ただモニターですので、天つり型ではパソコンの画面が映るというだけで、操作をしようとするときには、先生はやっぱり自前のパソコンを見ながら操作をしないといけないと、ただ電子黒板の場合は、パソコンをつないで出た画面、そのままの画面に書き込みとか、何か画像を貼り付けるとか、そういうことがその場でできるので、実際に今黒板にチョークで書くとか、あれと同じような使い方ができます。

なので、先生方は、もう手前のパソコンを見ながらではなくて、今までどおり教室の中の子どもの様子を見ながら、黒板として使えるということが大きな違いとなっております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

その使い勝手がいい、すばらしい電子黒板をフル活用していただいて、ぜひ子どもたちの学力向上にしっかり役立ててほしいなと思っております。回答は要りません。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

電子黒板非常にありがたいことなんですけども、1つだけ単純ですけども、小学校には65インチのテレビで、教育委員会が75インチの大きい、75インチの小学校の教室の大きいほうが見やすいと思いますけども、なぜこういうふうに分けたのか、教育委員会こんなにでかいのいるのかなと思いました。

同じようなサイズでいいんじゃないかと思うんですが、違いはどういうふうに決められたのかをお答えください。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

電子黒板の大きさについてですが、実は言われるとおりの大きいほうがいいということで検討はしましたが、今の教室に入れてみて、75では教室をすごく圧迫するんです。なので圧迫をしない程度で、一番大きなものということで65インチを選んでおります。

それから教育委員会にあるこの1台については、校長会連携で教育委員会として、教員に対しての研修をいろんな種類でやっております。この研修のときにそれぞれ使う予定としておりますので、大きなものということで入れている状況です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

この電子黒板ですね、教員の方も注意して使われるんじゃないかと思えますけど、授業中何らかの不慮な事故などで故障した場合、こういった場合のメーカーの保証とかいうのは、そういった場合の対応ですね、そういうのは、保証とかそういうのはどうなっているんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

購入しますので、購入時の保証というのは、1年はあると思っております。ただその後の保証についてはありませんので、今のところ、これはそうそう壊れるものではないというふうに認識をしておりますので、その保守とかそういったものは契約しない方向で考えております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第26号 財産の取得についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時まで休憩に入ります。

10時49分休憩

.....

11時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、議案第26号 財産の取得について、鳴海議員からの質疑に対する回答について、学校教育課、川畑課長より訂正の申出がっておりますので、これを許します。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

大変申し訳ありません。先ほど、鳴海議員から保証の話を質問されたと思いますが、仕様書を確認したところ、私、先ほど1年と言ったと思うんですけども、5年保証がついております。

ただ、その後の保証については、先ほどの回答のとおり、現在考えていないということであり
ます。

日程第6. 議案第27号

○議長（古賀ひろ子）

日程第6、議案第27号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

議案第27号 工事請負契約の締結について。

令和6年度宇美小学校校舎外壁等改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和6年6月11日提出、宇美町長安川茂伸。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町宇美三丁目9番1号。2、請負契約額、1億2,331万円。3、工事請負人、福岡県糟屋郡宇美町貴船一丁目3番8号、西村建設株式会社宇美営業所、所長西村さち子。

提案理由ですが、令和6年度宇美小学校校舎外壁等改修工事を施行するため、令和6年5月15日に指名競争入札を執行し工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当た

り、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

2ページ、参考資料1を御覧ください。

1、工事概要ですが、宇美小学校校舎は、最初に昭和43年3月に建築されており、その後3回、それぞれ記載のと通りの年に建築をされております。今回の改修では、建築工事として屋上防水改修、外壁の補修及び改修のほか、機械設備工事として既設高架水槽の更新を行う予定です。工事面積は4,703平米です。2、予定価格、3、最低制限価格、4、落札率につきましては、記載のとおりです。5、工期については、契約の効力の発生の日から令和7年1月31日までを予定としております。6、指名競争入札の参加者は記載の6者となっております。この工事の指名については、特定建設業の許可を有する町内業者3者に加えて、粕屋建設協力会の会員の中から、今回の工事と同規模の工事実績がある3者を加えて、計6者での郵便型の競争指名入札を実施、5月23日に仮契約を行っているところではございます。

大がかりな工事となりますので、契約締結後は、工事業者及び学校関係者と綿密な協議を行い、子どもたちの安全に最大限配慮して工事を進めてまいりたいと考えております。

最後に、3ページに校舎の配置図をつけております。色別に、先ほど言った建築年別の場所が分かるようにしておりますので、参考にさせていただきます。

以上で説明は終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

子どもの安全確保という観点から少し気になる点をお伺いしたいと思います。

現在、宇美小学校には597名の児童が通っております。今回施工に伴いまして2,000平米、約二十二、三トンのパイプ、足場を施工いたします。その施工時期がいつ頃、安全対策を図ると言われましたがやはり気になりますので、施工時期そして施工時間帯、9時から5時とか、施工時期それと施工時間についてお伺いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

御質問の内容については、今後、決定をいただきましたら、業者とそれから学校を交えて協議をしていく内容となっております。

それで、工事の足場のタイミングは、今から夏休みを迎えますので、できればもう安全なのは夏休みだというふうを考えておりますけども、協議の中で時期というのは決めていきたいという

ふうに思っております。

また、同じく時間帯についても、危険がない時間帯ということで話合いをして、その時間帯に工事を進めるというふうな予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

分かりました。安全第一ということで進めてもらいたい。

今言われた夏休みであれば、児童たちは通っていませんので、安全であろうかと思いますが、夏休み以前の場合、恐らく9時から5時までの施工だと思えます。子どもたちは8時30分までに600名がほぼ登校します。ところが午後2時半から4時の間に、597名の児童が三々五々と帰路に向かいます。そのときに上空で足場が施工される。このときに全国でも事例がありますが、事故が起きています。この辺を最優先に検討してもらいたいと思いますが、いいかでしょう。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

今、御指摘のありました子どもたちの下校時間とか、こういうのはもう学校が全て把握しておりますので、当然その業者との打合せでは我々も入りますし、学校関係者も入ってもらって、実情を十分に聞いた上で、安全が確保できる工事に努めてまいりたいと思えます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

まず、この改修の財源はどうなっていますか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

財源は、まず国の補助が3分の1、細かい数字は今ここで回答ができないので割合だけちょっとお話しさせたらうと、国の補助として3分の1がつく予定です。それからその残りについては、その残りの75%を地方債で賄う予定としております。

○議長（古賀ひろ子）

8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

この築年数からすれば、この大規模改修はちょっと遅いぐらいあるのかなと思っています。

今回の契約金額の中には、やはり目視で悪い箇所を見られて改修するという、予算の中に組み込まれていると思われませんが、実際に足場を設置して詳細を見ると、それで確認できなかった箇所なんかが出てきて、いつも大体、大変な追加の金額が出てくるというのが今までの事例なんです。改修に当たって見えない部分の改修見込みというか、そういったことは話合いとかされているかどうか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

まず、今回のこの工事の金額については、昨年度設計をして計算した数字になっております。

先ほど言われました目視でというのは確かにそのとおりで、2階以上の部分についてはもう完全なる目視で設計の中に入れておりますが、今言われるように当然実際に足場を組んでみると、例えば簡単に言うと、箇所が10か所見えていたのが20か所あったとか、そういったことになりかねないということで、設計の段階で設計業者とも話合いをしまして、その分の増嵩の見込みというのは、設計の中にある程度入れております。

これは特に根拠があって例えば1.2倍するとか1.3倍するとか、そういうものではなくて、ちょっと今までの経過とか、それから設計業者の経験則とか、こういったところで増嵩分を見込んで設計額には一応なっております。

ただ言われるように、これ実際にやってみると増嵩になる可能性というのは、もう十分高いと思っておりますので、そのときには、また議会を通してお願いしたいと思っておりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。10番、白水議員。

○議員（10番 白水英至）

この改修工事に至った経緯といいますか、例えばクラックが見つかったとか、コンクリートが、破片が落ちてきたとか、そういうのもあると思うんです。

それで、例えば今、宇美町には8校あります中学校も入れて、ほとんどがもう老朽化しているんじゃないかなと、それで日頃の点検、この点検をどのようにしているのかをお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

日頃の点検につきましては、学校のほうで基本的には目視で行っておりますが、決まりとしては1学期に1回とかということなんです。宇美町では、毎月必ず学校のほうで巡回をしてもら

って、校舎だけに限らずいろんな部分で不良等が見つかりましたら報告をいただいて、その都度対処をしているというところですよ。

また、この改修全体としては、大規模改修の計画をそれぞれ以前立てておりますので、それに基づいて今順番に行っているところであります。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。これから、議案第27号 工事請負契約の締結についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第28号

○議長（古賀ひろ子）

日程第7、議案第28号 宇美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

それでは、議案第28号 宇美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の執行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

この本条例につきましては、マイナンバー法の一部改正によりまして、同法に定める別表第

2が削除されたことに伴い、特定個人情報を利用することができる事務及び利用する特定個人情報に関する事項を定義として定めるほか、別表2を参照する条文等の表記を改めるものでございます。

2ページが条例の本文、3ページが新旧対照表となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。この新旧対照表は右側が現行、左側が改正案となっております。

まず、第2条の改正でございますが、マイナンバー法の改正によりまして、新たに定義された用語を追加するもので、第6号に特定個人番号利用事務の文言を、それから第7号に利用特定個人情報の文言を追加いたしております。

次の第4条の改正につきましては、条文中のマイナンバー法の別表第2の規定を参照する箇所を改めるものでございます。

第1項中の法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に改め、第3項中の法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を、利用特定個人情報に改め、同項のただし書中、当該特定個人情報を当該利用特定個人情報に改めるものでございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ、9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

現行の条例に新設で特定個人番号利用事務、法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務、新設された部分があるというのは分かったわけなんですけども、こういうふうになされたことによって、それが具体的にどういう変化をもたらすのかというのを、もう少しちょっと分かりやすく説明していただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

今回の改正につきましては、上位法であるマイナンバー法が改正されたことに伴うものでございますが、このマイナンバー法の改正につきましては、法の改正によりまして、利用範囲を広げるとか、要するに国民の利便性を高めるための改正が行われたものでございます。

これに基づいて条例のほうも改正するんですけども、条例の改正の内容につきましては、文言の修正が主なもので、今までの条例の効果等について変更があるものではございません。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

私は本条例に反対の立場から討論をしたいと思います。

今回の個人を識別する番号の利用等に基づく、法律に基づく個人番号の利用に関する条例に関してですけれども、マイナンバーカードというシステム自体に、私は非常に大きな懸念を持っております。

マイナンバーカードと一体化した健康保険証、マイナ保険証、これ厚生労働省が令和6年2月に調べたら利用率が23.3%だったということで、以前に比べればかなり利用率上がっております。

これは厚生労働省がかなり強烈的な政策を行って、それが数字に反映されたのではないかなと思うわけですが、しかし一方で、18歳以上のマイナンバー保有者を対象に実施したウェブアンケート調査、これ厚生労働省がやってるんですけども、それによると保有している人の約4割が携帯しているということが、数字が出ました。これをこの4割をどう見るかと、保有している人の4割しか携帯していない。残りの半分はどうなってるのかと、家に置いてあるのかと。携帯しないとこれ利用できないじゃないか。私は、ここにマイナンバーカードの実態っていうのが、現れているんじゃないかと思うわけなんです。

要するにマイナンバーカードどこで使うのか、マイナ保険証だったら窓口で声かけられて、マイナ保険証お待ちですかと、出すっていうのがあっても、それ以外の場面でのマイナンバーカードをどこで利用するのかという、そこが携帯率が4割ととどまっている理由じゃないかなと、私なりに分析しております。

今後マイナンバー法の改正によって、利用の範囲を広げれば、この携帯率は多少上がるかもしれませんが、一番大きな懸念はセキュリティに問題があるということです。

この間ニュースにもなっておりましたけども、4月の30日に大阪の八尾で市議をされている方が、自分のマイナンバーカードが偽造されてしまって、それを使ってなりすまして勝手にスマホを機種変更されてしまったと、それで自分のデータが全部持っていかれて、不正に使用されてしまったということで、大変な被害を被ったということが報道されている。ほぼ同時期に、東京

都の都議の方も偽造マイナンバーカードでスマホを乗っ取りをされている。報道によりますと、225万円のブランドの時計を不正に購入されたということで、こういう何百万単位での被害というものが実際に出ているわけなんです。

スマホショップの方によると、偽造されたマイナンバーカードは目視では、本物か偽物か見分けるのは大変難しいということで、マイナンバーカードこれ本物かどうなのか、本人証明として使うにはインフラの整備が追いついていないと、こういう実態があると思います。

このように偽造できてしまうものが、本人確認用の身分証として使われる。これが、非常に問題があるんじゃないかというふうに指摘される専門家の方もおられるわけです。

まだシステムがこれから整えていく途中だから、言わば生みの途中、苦しみの途中だから、こういった問題点も、いずれは改善されていくだろうという方もおられますけれども、こういった事件があって現実起こっている以上、マイナンバーカードをつくれますかと聞かれたときに、私もSNS上で自分の顔とか、名前とか個人情報を発表しているところがあるので、ちょっとこれは恐ろしくて、とてもマイナンバーカードっていうのはつくれないなというのが率直なところなんです。

ということで、国がやたら前のめりになって、このマイナンバーカードっていうのを、制度を進めようとしておりますけれども、私は一度立ち止まってもう一度セキュリティホールを解決するまでは、これは一旦止めるべきではないか、このことを申し上げまして反対討論といたします。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

賛成の立場で討論させていただきます。

今回のこの条例の改正、これは行政手続法に関するものというふうに理解しているわけがございます。

全国的に推進されています自治体DX、国民の生活の利便性を高めるためにも、これは後戻りができないというふうに思うところです。

そういう理由で、賛成とさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

これで討論を終わります。

これから、議案第28号 宇美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第29号

○議長（古賀ひろ子）

日程第8、議案第29号 宇美町特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

それでは、議案第29号 宇美町特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、都市計画法による地域地区の定めのない地域において、秩序ある土地利用を誘導することを目的として特定用途制限地域を指定し、その地域内における建築物の用途を制限することについて、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

2ページから5ページまでは条例の本文となっております。

説明につきましては、6ページの参考資料1の宇美町特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の概要で御説明を申し上げます。

1については、この条例で定める主な内容でございます。

1つ目は建築物の使い道の制限内容。2つ目は町長の特例許可に関する規定。3つ目は既存建築物に対する制限の緩和等に関する規定でございます。

2については本条例の内容で、第1条では条例の趣旨について、第2条では用語等の定義を定めております。第3条では本条例を適用する地域を定めており、後ほど資料を用いて御説明を申し上げます。第4条では建築物の制限内容を定めておりまして、こちらにつきましても後ほど資料で御説明を申し上げます。併せて特例許可についての規定を定めております。第5条では、条例施行前に既に建っている建築物に対する制限の緩和について規定をしております。第6条では建築物——建物用途の変更について、第7条では地域をまたぐ敷地に関する規定を定めて、第8条では委任事項をそれぞれ定めております。第9条、第10条では罰則規定を定めておりまして、いずれの条文も用途地域と同等の規定を設けるものでございます。

3につきましては、手数料及び罰金の額についてでございます。特例許可に係る手数料18万円につきましては、福岡県が行う用途地域の特例許可の申請手数料と同額でございます。当町で実際に手続を進めた場合の人件費などを積算いたしまして、この18万円が妥当な金額であることを確認しております。罰金の額50万円につきましては、都市計画法の用途地域と同額としており、検察庁——罰金を付加する場合については、検察庁の協議が必要でございますが、検察庁の協議も済ませており、罰則規定の妥当性も確認しております。

最後に、4番目の項目の施行期日につきましては、3か月間の周知期間を経て、10月1日施行とする予定となっております。

8ページを、参考資料2をお願いいたします。

今回新たに指定する特定用途制限地域は、Aの田園居住地区、Bの森林共生地区、Cの居住地区の3つの地区を地図上に示しております。1から11の地域にそれぞれ指定することとしております。

右側の表につきましては、それぞれの地域における建築物の制限内容を表にまとめております。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

秩序ある土地利用を誘導する目的としての条例となります。御理解をいただき、御審議をいただきまして、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

この条例案が目指す秩序ある土地利用という目指す方向としては非常に分かるわけですが、これは何か具体的に想定している、例えば今、宇美町に今後大型の施設が来る予定があって、そういったものを想定して、この条例案が出されたのか。特に何かを想定しているわけではないけれども、出されたものなのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

資料の8ページで御説明を申し上げます。色がついているところについては、用途地域が定められておりまして、ここについては建築物の制限がかかって、それに目的に応じた建築物しか建てられないという状況になっています。

その周りに白地という無指定の地域があります。この無指定の地域につきましては、法定の手続を取れば、何でも建てられると、こういったものでも建てられるという状況が今続いております。

そういった中で、やはり自然豊かなこの宇美町の中で、環境を悪化させるような、例えば化学薬品であったりとか、そういったものを持ち込んで、環境を悪化させるおそれがあるというところで、そういった自然環境を守る観点から、制限を設けるというのが今回の趣旨でございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

今、鳴海議員がお尋ねにあったように、やはり今回の用途地域の指定、これは無秩序な開発を抑制すると同時に、やはり迷惑施設であったり、例えば産業廃棄物の施設とか、そういったものが抑制するという効果があると思います。

ただ、私、今回のこれでいいんですけれども、今後また用途地域の見直しというのをやっていく必要があるんじゃないかなと思っています。

例えば、仲山の地域、特定の地域指しますけれども、筑紫野古賀線という大きな道路が4車線化されますよね、ここが真っ白々なんですよ。

特に都市計画道路等の開通した場合、沿線活用もっとさらにしっかり企業の誘致に結びつくような用途地域をやっつかなくちゃいけないと思いますし、あるいは平成地区、ここも都市計画道路半分できています。間もなく2期工事が、本格的な工事が始まると思います。ここにはコンビニとかも建てられないんです。やはり、この沿線活用なんかもやっていく必要があると思います。

今回のこれでいいですけれども、次の用途地域の改編であったり、さらに住みよい地域、秩序ある開発ができるように、また町民の利便性が高まるようなほうに結びつけてもらいたいなと思いますけど、今後の方向性、時期的なものも含めて、お考えがあったら回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

確かに今の状態で、白地の地区もまだ残っているという状況が続くわけでございますけれども、まず平成27年に策定した宇美町都市計画マスタープランから10年を迎えようとしております。

そこで現在、令和5年と6年で都市計画マスタープランの改定業務を、今委託をしております。改定業務の中で、住民の御意見等も伺う機会がございまして、今後目指すべき町の方向性というものも御意見を頂くようにしてございまして、そのマスタープランを改定後に今後、白地について用途地域を貼っていくのか、それから特定用途なのかというところを、今後進めていく予定としております。

ですから、日程でいきますと令和7年以降ということになります。当然用途地域、特定用途と

ということになりますと、住民説明会等も開催されますので、今回の用途制限地域につきましても、約2年の時期を要しておりますので、7年度以降にそういった準備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

また、先ほど言ったものに加えて、宇美町ではスマートインターの設置も検討されています。特に、高速道路沿いのところが大きく変わるような取組もなされると思います。

マスタープランも構築もしっかりやっていただくと同時に、スケジュールもしっかり確認しながら、用途地域の見直しというのにも取り組んでいただけたらなと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

特定用途の制限地域における制限概要といったところで、いろいろ細かい規定がなされておりますが、糟屋郡内のほかの自治体においても、こういった制限概要というのはなされているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

福岡県内で申しますと、特定用途制限地域を設定しているのは福津市、それから古賀市、久留米市、この3つでございます。

特定用途制限地域を設けるに当たっては、市街化区域と市街化調整区域の線引きを行っていない地域でしかこの特定用途制限地域はできないものでございますので、糟屋郡内では非線引きの地域といいますと、宇美町と須恵町になりますけれども、現在須恵町のほうでは、まだこういったものはやられていない。宇美町は先に、先行してやっているというところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号 宇美町特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

タブレット設定のため、暫時休憩します。

11時36分休憩

.....

11時38分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第9. 議案第30号

○議長（古賀ひろ子）

日程第9、議案第30号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。よろしく願いいたします。

議案第30号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

令和6年度宇美町一般会計補正予算（第1号）は歳入歳出それぞれ5億4,158万1,000円を追加しまして、予算総額を143億6,753万円とするものでございます。

第2条で債務負担行為の補正を併せて提案いたしております。

それでは、歳出から説明をさせていただきますが、各款にわたります人件費の補正につきましては、説明を割愛させていただきますので御了承いただきたいと思います。

資料につきましては、今この予算書のファイルのすぐ下にあります6月議会議案資料綴、一般会計補正予算（第1号）事業一覧表を御参照ください。

それでは、少し飛びますが予算書の14ページ、15ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の人事秘書関係経費では、4月1日から人事交流で

社会福祉協議会から職員1名を派遣していただいておりますが、その社会福祉協議会の人件費負担金を918万3,000円計上しております。

6目企画費、企業版ふるさと応援寄附事業費では、高額な寄附をいただいた事業者のほうに感謝状を直接お渡しする際などに有料道路を使用することがございますので、有料道路通行料を1万円枠出しで計上いたしております。

7目電子計算費、情報システム管理費では、ホームページ管理システムを安全に利用するため、暗号化されたHTTPS通信に必要なSSL証明書を設置することに伴い、その利用料1万1,000円を計上しております。

9目生涯学習推進費は、指定寄附があったことによる財源更正となっております。

14目基金費、ふるさと応援基金費、ふるさと応援基金積立金100万円の増額は、本年度に入り企業版ふるさと納税で地域猫活動に対しまして100万円の寄附がっておりますが、当初予算におきまして既に事業費全額に特定財源を充てていることから、寄附額をそのまま基金に積み立てをするものでございます。

5項統計調査費2目指定統計費の農林業経営体調査関係経費35万4,000円は、来年2月1日を基準日として実施されます農林業センサスに係る経費として統計調査員報酬27万3,000円、統計調査指導員報酬2万円、職員の時間外手当3万9,000円などを計上するものです。

16、17ページお願いいたします。

中段の3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の013低所得者支援給付金支給事業費1億918万5,000円は、令和5年度住民税課税等で給付金対象外だった世帯のうち、令和6年度住民税非課税、均等割のみ課税となった世帯に対し1世帯10万円及び同世帯のうち18歳以下の児童を養育している世帯に対し児童1人につき5万円を支給するため、給付金支給関係事務業務委託料132万円、電算関係業務委託料184万8,000円、低所得者支援給付金1億500万円などを計上するものです。

次の014定額減税調整給付金支給事業費4億64万円は、物価高騰の影響を受けた町民の負担を緩和するため、所得税及び個人住民税の定額減税が行われることに伴い、減税しきれないと見込まれる納税義務者に対して調整給付金を支給するため、次の18、19ページ、郵便料329万7,000円、給付金支給関係事務業務委託料1,645万7,000円、電算関係業務委託料264万円、定額減税調整給付金3億7,600万円などを計上するものです。

2項児童福祉費5目保育園費、町立保育園運営経費では、ふるさと応援寄附金を活用して購入及び実施いたしますプールマットや保育教材、園児用椅子などの消耗品費49万円、滑り台設置及び既存遊具撤去に係る保育園整備工事請負費56万1,000円、園児用テーブル、ロッカー、

物置などの保育備品購入費124万7,000円などを計上しています。

20、21ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費の予防接種事業費では、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類と位置づけられたことから、令和6年4月以降は高齢者インフルエンザワクチンの予防接種と同様に実施されることとなったことに伴い必要となります予診票の印刷製本費10万6,000円、健康管理システムの改修業務委託料36万3,000円などを計上しています。

また、令和6年3月まで新型コロナウイルス対策として実施されてきました特例臨時接種に伴う健康被害と認定されている方の治療費に対し支給する予防接種健康被害給付金を50万円計上しております。この給付金につきましては、国の補助100%となっています。

22、23ページをお願いします。

6款農林水産業費2項林業費2目林業振興費の林道維持管理費では、令和5年12月に損害賠償事案が発生いたしました林道大城線の横断側溝改良工事費として林道整備工事請負費191万4,000円を計上しています。

次の24、25ページをお願いします。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費の道路橋りょう維持管理費では、ひばりが丘のり面の災害復旧工事箇所で行っています動態観測を2か所追加することに伴い、動態観測業務委託料を1,449万6,000円増額しております。

次の26、27ページをお願いします。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費は、県支出金の額の確定に伴う財源更正です。

3目教育支援事業費、不登校対策事業費240万5,000円は、宇美東小学校内に適応指導教室を設置することとなったことなどに伴いまして、必要となります会計年度任用職員の経費を計上するものでございます。

2項小学校費1目学校管理費の桜原小学校管理費では、年度末の転入等の影響により通級教室に通う児童が増えたことに伴いパーテーション兼用ホワイトボード2台の備品購入費7万4,000円を計上しております。

3項中学校費2目教育振興費の宇美東中学校教育振興費は、福岡県の学力向上推進拠点校事業の指定を受けていることによります県からの補助金の交付決定があったことに伴いまして、それに合わせて予算の組替えを行うものでございます。普通旅費4万2,000円、次の28、29ページ、研究紀要の印刷製本費22万円、郵便料2万8,000円などを増額する一方、消耗品費を69万1,000円減額しております。

6項社会教育費2目青少年教育費は、指定寄附があったことによります財源更正です。

7項保健体育費1目保健体育総務費の体育振興事業費では、日本相撲協会の相撲普及事業であります少年相撲教室の実施申請をしたところ採択されたため、贈呈記念品15万円、イベント協力謝礼金4万5,000円、食糧費4万8,000円など必要経費を計上しております。

2目体育施設費の体育施設関係経費30万円は、次の30、31ページですが、現計予算の修繕料をほぼ執行してしまう見込みとなりましたため、追加で修繕料を枠出し計上するものでございます。

歳出は以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。戻って10ページ、11ページをお願いいたします。

まずは、13款使用料及び手数料1項使用料2目総務使用料1節行政財産使用料113万5,000円の減額は、柳原ぶらす保育園職員駐車場の無償貸与期間が令和7年度までとなりましたため、駐車場使用料を減額するものでございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金3目衛生費国庫負担金5節新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金50万円は、予防接種健康被害給付金に充当するもので歳出と同額となっております。

2項国庫補助金2目総務費国庫補助金5節地方創生臨時交付金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5億675万円は、本補正予算に計上しております低所得者支援給付金支給事業費に1億765万円、定額減税調整給付金支給事業費に3億9,910万円充当するもので、その合計額となっているところです。

9目教育費国庫補助金2節学校施設環境改善交付金の公立学校情報機器整備費補助金小学校46万8,000円と中学校28万円は、当初予算で予算化をしておりましたICTサービスデスク業務に充当されるもので、今回内定通知があったことにより予算化をするものでございます。

15款県支出金2項県補助金8目教育費県補助金1節教育振興費補助金は、額の確定によりふくおか学力向上推進事業費等補助金を1万円増額、宇美東小学校適応指導教室設置等に伴い任用をいたします会計年度任用職員に係る経費に対する早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実費補助金を81万3,000円計上しています。補助率は3分の2となっております。

12、13ページをお願いします。

3項委託金1目総務費委託金6節統計調査費委託金では、農林業センサス実施に伴い農林業センサス委託金を35万1,000円計上。額の確定により学校基本調査委託金を1,000円増額しています。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金2節教育費寄附金の青少年教育費寄附金75万3,000円は、宇美町子ども会育成会連絡協議会解散に伴う会計残金について町に寄附された

ことから予算化をするものでございます。

4目企業版ふるさと応援寄附金1節まち・ひと・しごと創生推進事業320万円の増額は、令和6年度に入って既に寄附のあった分について予算化をするもので、安心して子どもを産み育てることができる事業を220万円、誰もが安心して暮らし活躍できる事業を100万円計上いたしております。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金2,939万9,000円は、本補正予算の財源とするため繰入れを行うものです。

9目ふるさと応援基金繰入金1節ふるさと応援基金繰入金9万8,000円は、本補正予算の歳出で計上しております保育園の環境整備に先ほどの寄附金220万円を充てた後、残りの9万8,000円分の財源とするため基金を取り崩すものでございます。

20款諸収入7項雑入8目雑入31節保健体育雑入のスポーツ振興事業補助金9万3,000円は、歳出で説明いたしました少年相撲教室の実施経費に充てられる日本相撲協会からの補助金でございます。

次にまた戻りまして6ページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正は1件の追加を提案するもので、粕屋南部消防組合負担金（令和5年度同意償還分）で期間を令和7年度から令和10年度まで、限度額を3,859万2,000円と定めるものでございます。

最後に予算書の後ろのほうになりますが、32、33ページに今回の補正に係ります給与費明細書、それから次の34、35ページには先ほど説明いたしました債務負担行為の追加に関する調書を記載しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

すみません。予算書の27ページ、事業一覧の5ページになります。不登校対策事業、早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業ということですけど。さっき説明の中で東小に

適応指導教室を作るという説明もございましたが、この中で校内教育支援センターに配置する専任指導員というふうな説明になっておりますが、この内容について説明をお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

東小学校の不登校対策の予算についてですけれども、すみません、これは言葉がちょっと交錯しておりますが、ここに書いておりますのは校内教育支援センター、これ実は、適応指導教室と今呼んでいるこの言葉です。この言葉を実は適応とか、それから指導をするという言葉があまりよろしくないということで読み方を変えようとしているところです。それですみませんが、この事業一覧の表には校内教育支援センターと書いておりますけれども、内容的にはもう今やっている適応指導教室と同じということで、これは校内に、今校内と校外とありますけれども、東小学校では校内はやっておりませんので、どこか教室を1つあてがって教室に入れない子ども、それから学校にずっと入れない子どもとか、そういった子どもたちを対象に教室を1つ空けて、来れる範囲でそこに来ていただくということになっております。ただ、子どもたちが来ても誰も見ないじゃあ話にならないので、必ず先生もしくは支援員を配置をして、子どもたちの様子を見ていただくというような内容になっております。

○議長（古賀ひろ子）

2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

内容は理解しました。今、従前は適応指導教室、校外にありまして、今校内にも設置され始めているというふうに思いますが、今のところ何校ぐらい設置されているのかということと、その校外に設置されているときと比較して、校内設置、その効果とかそういったものがありましたらお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

今、校内で適応指導教室を設けているのが桜原小学校、宇美中学校、宇美東中学校になります。これ以外に、今、し〜ず・うみのほうにくすのき教室を設けておりますけれども、こちらに来ている子どもたちはとにかく学校にはちょっと行けないというような子どもたちが大半ですけれども、学校のほうで行っているものに関しては、学校に来れる子で教室に入れないというような子どもたちを教室に来てもらっているということですので、これちょっと人数まではっきりは把握しておりませんけれども、どの学校も教室には子どもたちが来ているということで、1日おれな

い子どもに関しては例えば午前中だけとか、それこそ短い子であれば1時間だけとかという子もいるんですけれども、そういう形で学校にとにかく来ていただきたいということでの設置となっております。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

ありがとうございます。やはり子どもたちの状況というのがそれぞれ個別に違ってくるというふうに思いますので、今後もきめ細かい対応をよろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

今、安川議員が言われました関連になります、不登校対策事業です。東小学校と言われましたけど、ほかにも4小学校あります。そこに対しての計画といいますか、があるかどうか1点目。2点目が、東小学校が適応指導教室に来る子と完全に自宅に引きこもる子、推定20名ほどいるんじゃないかと思えますけど、これに対する専任指導員の働きかけがあるのか。この2点について伺いましょう。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

まず1点目の学校内設置のやっていない部分に関しましては、基本的に学校のほうで、設置をするしないというのは先生の配置とかもありますから決めていただいています。うちのほうで、例えば今後ここここに設置をしようとかという計画は教育委員会のほうではしておりません。ただ、今回ちょっとこれを改めて出したのは、ここに載っていますとおり、県からの補助が出るということで県から指定を受けることができましたので、ぜひこれはもう補助金を使って設置したいということでの補正予算を上げさせてもらっています。

それから、来ていない子どもたちへのアプローチということなんですけれども、これは専任指導員がするのではなくて、学校の先生が当然安否確認等もありますので、御家庭には必ず連絡をしているというような状況です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかに関連の方、いらっしゃいますか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

関連で質問いたします。不登校対策については本当に喫緊の課題であり、補正を組んでも、

また補助を使ってしっかり取り組まれていることに敬意を表しますけれども、新規事業に関しては低額の予算だと思っています。配置する職員の勤務体制、これとあと資格についてお尋ねしたいと思います。週に何回雇うんですか。また、カウンセラーなどの資格をお持ちの方を配置するのですか。そもそもこのような資格をお持ちの方をこの金額で雇うことができるのかどうか。その辺りを詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

この専任指導員の内容ということですが、まずは採用に関しては教員資格、もしくはそれ相応の例えば保育士の資格とか、そういった資格を持ってある方を雇う予定としております。これ、実は、特別教育支援員とかそういった今別個に配置している会計年度任用職員、こちらのほうも宇美町ではもう免許が採用の要件としておりますので、もう同じ要件で雇う形としております。

それから、日数と時間に関しては、会計年度任用職員で今一番長いのは5分の4なので、もうこの形態で雇う予定としておりますが、これはその募集された方が例えばもっと短いほうがいいのかそういった話がもしあった場合には、それには対応しようとは思っておりますけれども、こちらとしてはその5分の4ということで。また、これが年間の時間で雇いますので、例えば今からだと夏休み冬休みがありますので、その時間は平日に振り替えるとかいう形で、実際の勤務は平日は毎日来ていただくような形として考えております。

○議長（古賀ひろ子）

ただいまから13時まで休憩に入ります。

12時02分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは引き続き、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

事業一覧の7ページ、宇美町少年相撲教室事業についてお尋ねします。

まず、この少年相撲教室、対象年齢はどういうふうになるのか、まずお教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

竹下社会教育課長。

○社会教育課長（竹下健一）

今回の相撲教室なんですけれども、日本相撲協会からでは小学校3年生から6年生を対象にということでお話をいただいております。3年生以下のことも含めて今日本相撲協会のほうに相談しておりますので、小学生をとにかく対象にした相撲教室を実施することで今予定をしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

当然、人数制限もあるのだと思われます。これ事業実施の時期というのはいつになりますか。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一）

今、実施時期につきましては8月を予定しております。相撲協会のほうからも本場所がありますので、8月、11月というような形で実施する日程も決められておりますので、その中で宇美町においては8月ということで予定をさせていただいております。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

関連して質問をしたいと思います。日本相撲協会が親方と現役力士2名を派遣して、しかもまわしを50本ほど寄贈していただけるような話も伺っているところです。全国で七、八か所で実施されるということで、よく誘致されたなど、これは感謝したいなと思っています。参加者には、1枚計算すると3,000円ぐらいの記念タオルも渡されるみたいですね。これだけの事業を行って、どこに到達地点を持っていこうと考えているのか、目的ですよ。何を達成すればその目的が達成されると考えているのか。まず、ここを回答していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一）

目的というところなんですけれども、御存じのとおり、昨年相撲場の再建ということで本当に多くの方に応援をいただきまして、本当に再建することができました。今後は活用ということで、以前やはり宇美町においては、子ども相撲とかというお話もありましたので、それに向けてということで相撲場の活用、また子どもたちが相撲を取るような事業というのを展開できれ

ばというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

昨年の九州場所、尾上部屋さんが来ていただいて練習されていましたが、稽古されていただけでも。それ以来、多分ずっとシートがかけられたままとなっています。せっかく新築した相撲場を活用していかないと今思っていますが。できたら、50本のまわしてくれるんですよ、ただで、週に2回程度、定期的に利用する少年相撲クラブ、これは対象は中学生ぐらいまでは最低伸ばしてほしいと思っているんですけども、そういったクラブを設立すると、例えば部活の地域移行という面でも全国大会とか結構行きやすいんです。あるいは、女子の相撲も私はあっていいんじゃないかなと思っていますけれども。ぜひそういった週に2回程度でいいと思いますが、定期的に利用する相撲クラブ、この設立をぜひ目指していただきたいと、進めていただきたいと。私はそこがこの相撲教室を誘致した最終的な目的の到達地点じゃないかなと思っています。教育委員会としての考えをぜひお示してください。どのようなステップでやっていくとか、その辺りも含めて回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一）

貴重な御意見ありがとうございます。やはりおっしゃるとおり、最終的には子どもたちがということで、相撲クラブとかというのができれば理想だと思っています。これを実施するにあたっては、どうしてもやはり関係団体の協力なくしてはできないということもありますので、そのところは相談とかというような形もした上で前向きに検討できればというふうに思っております。

一方で、町としてというか、社会教育課としてできることにつきましては、やはり相撲を知ってもらい、相撲場を活用しながらということで、子どもたちの体験の場というようなことも含めて、今回は相撲教室を実施しますけれども、尾上部屋にも今までも相撲の指導とか子どもたちにさせていただいております。そういったところも啓発普及というような形で取組をしながら、段階的に機運を高めながら実施できればなというふうには考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

事業一覧表の5ページです。動態観測業務委託料についてですが、令和5年の7月の大雨のときにのり面の部分が増破して工事が少しストップしました。内部的にはシステムの設定の見直し

とか引継ぎとかうまくいかなかったので今回計上したということなのですが。この中でボーリングとパイプの設置工事が追加されていますが、どのような場所にどのような形でされたのかというのをまず説明していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

まず御説明を申し上げる前に、事業一覧ではなくて、資料綴の8ページをお開きいただけますでしょうか——9ページです、恐れ入ります。9ページのほうになります。

まず、図面向かって左側のほうなんですけども、これは令和3年度災害の折に設置をしましたパイプ歪計と水位計が設置をされております。中央の上段のほうに、こちらのほうに調査ボーリングを過去行っておりまして、令和5年の被災後に調査ボーリングを行って、既に水位系とパイプ歪計の設置は終わってはおりますけども、これが通常24時間の連続監視ができない状況になっているというのが1つあって、これを連続監視に持っていきたいというのが1つ。

それから、北側の2番というところに今回調査ボーリングを行って、パイプ歪計を設置することを考えておるところなんですけども。今回、設置をする目的といたしましてはのり面の一部が増破で被災したことから、原因となった地下水の水位を観測するとともに被災箇所ののり面の歪みについても包括的な管理が必要であるということを考えておりまして、周辺の状況を確認するためにも必要であると。

また、今回工法変更を行って、のり枠アンカーをのり面にやっていくわけですがけれども、アンカーを施工する際にものり面の歪みとか状況や今後の対策工事に必要なデータを、広範囲なデータを基にして効果的な工法が検討できるという、今後何かあったときにもそういったものに活用できるということから、今回設置を行うものでございます。

○議長（古賀ひろ子）

3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

分かりました。その工事をやった後の今後の対策、どのような形でその部分を補修して二次災害が起きないような状態を作られるのか御説明をお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

今後の対策ですがけれども、今後は災害復旧工事を進めていくわけですがけれども、その中でそういった状況を24時間の連続監視をやって、異常があれば登録された職員にメールがいくという

ような監視体制を構築して、現在はもう構築されているんですけども、3ボーリング箇所についてはそういった構築をしていくと追加していくということと、完成してもしばらくはこういった状態監視は必要ではないかということで、今後も完成した後も何年という区切りは今のところ持ち合わせておりませんが、のり面の監視をやっていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

すみません、話を少し戻しますが。先ほどの少年相撲教室のことでちょっと質問いたしますけれども。この関係経費の中で指導員の人を派遣されてくるということですが、それに対しての交通費ですとか、指導に対する謝礼といいますか派遣料といいますか、そういったものが当然必要になってくるのではないかなと思いますけれども。関係経費の中には、これ書いてないのですが、その下に必要経費のうち相撲協会から一部補助があるというふうに注釈入っておりますけど、そういったものは相撲協会のほうから補助が出るというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

竹下社会教育課長。

○社会教育課長（竹下健一）

すみません、今回日本相撲協会のほうから親方と力士2名ということで派遣ということになっておりますけど、その分の交通費等については日本相撲協会のほうが負担ということになっております。実施に当たる分の経費ということで、今回資料のほうにも記載させていただいておりますけれども、この分の一部、正式に言いますと、イベントに係る看護師、また消耗品ということでチラシ等の分です。あと、それと昼食に関わる分の参加の食糧費。それと傷害保険料。この分については日本相撲協会が負担するというところで一応お話をいただいているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

事業一覧でいきますと6ページになります。学力向上推進拠点校指定事業。マイナスの38万1,000円の補正予算が組まれております。6月補正で、特に消耗品費を約70万円も落としていますけれども、学力向上に向けた取組、大丈夫なのかと不安になっております。

昨年度から学力向上推進拠点校として活動されていますけれども、これといった成果は出ていますか。まず、ここを回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

去年から指定を受けておりますが、成果と言われますと去年の学力は結果が出ておりますけれども今年はまだ結果が出ておりません。なので、一番学力でやはり分かるとなればテストなどの点数になるとは思いますが、その辺りが今、今年度の結果がまだ出ておりませんので、ちょっと何とも言い難いという回答になります。すみません。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

ちょっと苦言を言いますけれども、初めて取り組む事業、初年度だったらいざ知らず、2年目なんですよね。当初予算編成の段階でしっかりとした計画、これがあってからこそその予算が裏づけとしてついてくると思います。そういった予算編成に取り組むべきである事業だと思っておりますけれども、いかがですか。ちゃんとやれているのかなというのが正直不安なところなんです。やれています。どうですか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

はい。ちゃんとやれております。というのが、この拠点校というのは通常、指定事業とかを受けると3年とかで受けた場合には、発表は3年目というような形になるんですけれども、この学力推進で東中が受けているものは、3年間受けて毎年必ず授業発表と。あとは、協議会というのを年に2回開かないといけません。これには当然、他校の先生方も来られますし、我々も様子を見に行くということで昨年度も発表というのは見に行っております。

また、今年度、それから来年度も当然予定として組まれていて、糟屋地区とか福岡県のほうにも報告を出しておりますので、やれているかといったらやれております。

ただ、今苦言があったように、この予算の組み方、これについては御指摘あったとおり、当初の段階でも我々、学校との協議で詳細の計画を求めていたところなんです、なかなか計画が出てこないということで当初のこういった組み方になってしまったということは我々も本当に申し訳ないなと思っております。今後については、やはり学校と協議を行って、早めの計画をしてもらって、ちゃんとした予算を出してもらおうということをやっていきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

臨機応変にやるというのは、これは大事なことですよね。途中で計画変更になったから、6月でもそれはやらないといけないということはありますけれども。今言われたように、やはりしっかりとした計画に基づく予算立てというのは、やはり気をつけていただかなくちゃいけないかなと思っていますので。来年もありますので、しっかりとした成果が目に見えて分かるように、教育長も新たに就任されましたので、しっかりとしたサポート体制、事務局としてのサポート体制も充実していただければなと思っています。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

予算書の23ページです。林道維持管理費について交通安全の観点から少しお伺いしたいと思っています。

昨年の12月には通行中の車両が側溝グレーチングを通りまして、グレーチングが跳ね上がってガソリンタンクを突き破るという、ちょっと大きな事故が起きています。それ以来、約半年が経っておりますが、グレーチングに関しての跳ね上げについても通報、あるいは事故があるのか、起きているのか。これが1点目です、お伺いしたいと思います。

2点目が、現在、町としてグレーチングのそういう危険な箇所があるのか、あるいは把握しているのか。この2点について伺いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

お答えをさせていただきます。

まず、第1点目の通報や事故はということで、その後、先ほど議員がおっしゃいましたように、令和5年の12月23日に大城林道でグレーチングの跳ね上がりが起きて、車に損傷を与えて、3月議会で和解の案件を出させていただいて御承認をいただいたところなんですけれども。その折にもお話をしたとおり、緊急点検をその時期に行っておりまして、通常であればグレーチングについてはボルトで留めてある、もしくはクリップで留めてあるという状況でございまして、今のところ交通事故それから通報等は一切上がっておりません。

現在の危険箇所といいますのも、基本的には点検上、何ら支障があるものは今のところないという認識でございまして。

○議長（古賀ひろ子）

5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

分かりました。2点目の今のところ何ら問題ないと、ノープロブレムだろうということなんです。炭焼一自治会公民館、自治会館の前の町道ですね、グレーチングが、道路横断のグレーチングがありますけれども、通行車両毎回1日200台ぐらいは通っているでしょう。音がするんですね、カチン、カチン、カチン、カチンという。こういう事例がありますけど、御存じでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

炭焼の前の横断のグレーチングにつきましては、側溝は従前から対応をとっておりまして、従前までは溶接でグレーチングを留めておりました。溶接で留めて、大型車両がたまに通るものですから、そこでまた溶接がほどけて音がしているというのはあるかもしれません。ただ、応急処置としては木栓を打ったりとか、抜本的な改修というのが今後必要になってくるのではないかと、いうところを考えております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

予算書でいきますと19ページになります。町立保育園運営経費の中で役務費広告料5万8,000円が計上されております。おそらく待機児童の解消に向けた保育士募集の広告を打たれるんじゃないかなと思っていますけれども。どのような目的で、またどのような広告媒体で、どのような広告を打つか、詳細を説明していただけますか。

○議長（古賀ひろ子）

入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

今御指摘の広告料でございますけれども、まさに待機児童解消対策として町立保育園の保育士を確保するために、媒体としては新聞折り込み、それからチラシのポスティングなどを行う費用として計上しているものでございます。

具体的には、新聞折り込み3.4万部、それからポスティングを1万部ということで現在計画をしております。

これによりまして、現在待機児童が出ておりますので、町立保育園における保育士を早急に確保したいということを目的としたものでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

保育士が不足していると。それによって待機児童が出ているということなんですけれども、広告を打ったからといってすぐ効果が出る、これはどうかなと。打たないより打ったほうがいいと思いますよ、もちろん。宇美町では保育士が足りていませんというのをしっかりPRするというのももちろん大事なことなんですけれども。なかなか保育士不足の問題を広告を打てば解決するような生やさしい課題じゃないと思っています。抜本的にやはり問題点を把握して、しっかりそれに対応していかなくちゃいけないと思っていますけれども。

以前、子育て支援課長、課長も経験してある原田副町長にぜひ保育士不足の解決に向けた道筋とともに、何が課題になっているのかということを知りたいんです。ぜひ回答していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

今回の広告料の予算化に至った原因については、先ほど担当課長が申し上げたとおりでございますけれども、保育士不足の問題については、私どもの町に限らず、公立・私立問わず全国的な問題になっているところでございます。

この保育士については、大切なお子さんの命を預かる国家資格ではあるんですけれども、早出や遅出、土曜日出勤といった変則的な勤務がある中に、仕事量に見合った給与体系になっていないとか。あるいは、他の職種に比べて賃金が低いと言われておりまして、せっかく保育士資格を取っても保育士にならなったり、退職をしたりということで、保育現場にあっては慢性的な保育士不足に悩まされている状況でございます。

そうしたことから、国においては近年保育士不足の解消に向けまして、処遇改善に取り組んでいるところでございます。

今回の広告に当たりまして、改めて近隣の調査等も行ったところでございますけれども、近隣市町は民間の保育所と比べても決してこの宇美町の会計年度任用職員の賃金が安いと、低いわけではございません。また、本町におきましては、経験年数に応じて昇給をさせたり、担任等の職責に応じて加算を行っています。特に、令和6年度につきましては、会計年度任用職員にも勤勉手当を支給することとしておりまして、1人当たり平均年間で40万程度増額となる見込みとなっております。

また、本年度は現在会計年度任用職員の3名が育児休暇を取得するなど、延長保育のほか時間外勤務がなかったり、休暇が取りやすかったり、働きやすい環境になっているのではないかなと

いうふうに思っています。故に、民間から移ってこられる方も数多くいらっしゃるというのも事実でございます。

働く上で賃金というのは重要な要素であるというふうには思いますけれども、それ以外にもやりがいであったりとか、働きやすさであったり、特に家庭を持っている方にとっては、仕事と家庭の両立ということで様々な要素があると思いますので、働きやすい環境づくりをしっかりと整えながら保育士の確保に努めてまいりたいというふうに思っているところです。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

今言ったことをやって改善できますか。保育士が集まりますか。集まらなかったら待機児童が出たままなんです。隠れ待機に至っては80人を超えています。解決できますか。やっていきたいと思いますじゃあ答えになりません。やりますか、やりませんか、確保しますか、しませんかと。その辺りもうちょっと明確に回答していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

保育士への処遇改善の1つとして、先ほど給与体系の問題もあるかと思っておりますけれども、この会計年度任用職員の給与体系の見直しについては、その必要性があるというふうに認識をしているところです。

しかしながら、この会計年度任用職員の給与形態につきましては、町の規則に基づきまして職種別に基準表に基づいて決定をいたしております。特に、専門職については保育士に限らず、保健師等々職種ございますので、今取り立てて保育士だけを取り出して賃金の引上げを行うというのは、非常に難しい問題もあるかと思っておりますけれども。この会計年度任用職員の制度がスタートしまして、およそ5年が経過したところでございますので、しっかりこの辺りを検証しながら、特に5年度の人件費等の決算等を踏まえまして、見直しを行っていききたいというふうに思っているところです。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

ページ数は21ページになります。負担金、補助及び交付金です。予防接種の健康被害給付金50万円計上されております。事業一覧の中にちょこっとだけ載っているのですが、なかなか内容を把握するには至っていないんですけれども。多分コロナウイルスの感染症を起因とした健康被害

が出ています。先日の報告で2名の方が認定されたということでお伺いしましたけれども。今回の50万円というのは国からの補助が100%なんでしょうけど、この2名の方に対して町が給付を出すということで理解していいですか。50万円で足りるのか、あるいは被害がずっと継続していて、何年にもわたるような健康被害が認められているということで理解していますけれども。ずっと給付をきちんとやっていくということで理解していいですか。その辺りを回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

水野健康課長。

○健康課長（水野治也）

失礼いたします。今回の予算計上させていただいております内容につきましては、1名分の給付金。金額といたしましては、約20万7,000円となっております。この対象者の方ですけれども、診療は今のところ継続中ということでお聞きしておりますが、今回の給付金の対象となった診療分以降の受診というのは今のところ確認されておられません。

また、御質問のもう1人認定された方がいらっしゃいますけれども、この方についてはもうすでに完治ということになっております。

なお、予算のことにつきましては、残りの差額がございますが、この分につきましては現在申請中の2名の方が認定された場合に備えて、あくまでも枠出しではございますが計上させていただいております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

ページ数は23ページになります。ここで土木管理関係職員人件費として時間外手当54万1,000円が計上されています。これについて質問いたしますけれども、6月補正で50万円以上の時間外手当が計上されている。これは珍しいですよ、結構。めったにないことであり、都市整備課を中心とした技術職員の不足が如実に現れている予算計上じゃないかなと思っています。このままいくと、私、健康を害する職員も出てくるんじゃないかなと大変心配をしています。その辺りは手厚くやっていただいていると思いますけれども。やはり職員不足の抜本的な改善を進めなくてはいけないと思っています。担当課長に聞くよりも、三役の方にお聞きしたほうがいいと思いますが、こういった技術職員不足の解決に向けた抜本的な改善、何か取り組まれていますか、何か成果出ていますか。ここをやっておかないと、後でとんでもないことになるんじゃないかなと思うんですけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子）

一木副町長。

○副町長（一木孝敏）

都市整備課の技術職の仕事量について、ちょっと検討しているところではございますけれども、現在主に考えられるのはやはりひばりが丘の災害復旧工事、こちらのほうで技術屋さんほとんどが取られているような状況でございますけれども、現在、毎週金曜日に工程会議を広げさせていただいております。当然、私もそれに参加させていただいて、その中でやはり先取りですね、常に現場を見て、コンサル、委託業者、我々職員と三者で常に協議をさせていただきながら、常に現場の先取りをさせていただいて、問題点等をそこに上げて、そして常にその問題点等を解決していくというような段取りを既に今年度からやっております。それによって、かなり職員への軽減というのは図られているんじゃないかなというふうに思っております。

今できることは、まずは即対応できることということが一番大事ではなかろうかというふうに考えているところです。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

人員不足に対する回答には、ちょっと至っていないように思っているんですけれども、今、温暖化がめっちゃ進んでいるんですよね。私、本当に心配しているんです。また15年災、平成15年の災害がありましたよね、すごいやつが。これ規模の災害が発生したら、宇美町の職員体制、特に技術系の職場これは崩壊するんじゃないかなと思っています。職員採用及び職員体制の方針、今後どのように構築していこうと考えているのか。ぜひこの機会に回答していただけますか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

一木副町長。

○副町長（一木孝敏）

技術職の採用について、今年度、土木職と建築職1名1名を現在検討しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

昨年もやったんですよ、この技術職の募集というのは。結局採用に至っていないんですよね。なぜこういった事態が起こっているかという、全国各地の自治体で技術職員の分どり合戦があ

っているからなんです。これは御存じだと思います。募集しています、来なかったらどうするんですか。募集が来やすいようなことやっていますか。たまにフェイスブックで上がるんですよ、募集しています、もっともっと積極的にやるとかさっきの広告打つとか、こんなことをやらないと集まりませんよ、技術職というのは。去年も何か申し込みされたということですが、採用に至っていないと。この状態がずっと続くことになりますよ。もうちょっと真剣に考えたほうがいいと思いますけど、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

それでは、私のほうから回答させていただきます。先ほど一木副町長のほうから採用のことについて報告をさせていただきましたが、1点だけ訂正をさせていただきます。今年度の採用につきましては、土木職については2名、それから建築については1名、そのほか専門職として保健師、司書ということで、今年度の採用に当たっては、まずは専門職の方々を先行して採用したいということから採用募集を行っているところです。今度、採用の時期についても他町に先駆けて早い段階から募集を行っていこうということで、本町におきましては7月の15日付でホームページや広報等に周知を行いまして、今募集をまさしく行っている状況で、6月の18日までが申込期間というふうになっています。すでに複数名の方が御応募いただいているという状況でございます。

昨年も県外から御応募があったんですけども、面接の結果、ちょっと採用には至らなかったということでございますので、しっかりこの辺り精査しながら優秀な職員についての獲得を目指していきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入、歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

歳出、歳入ともに関わることで、13ページにふるさと応援基金繰入金というのがあります。これに関連して総括として聞きますけれども、ふるさと宇美町応援寄附金の現状を聞かせたいと思っています。

一時期、6億8,000万円いった時期があります。それに比べて年々ずっと減り続けている

と聞いています。現時点での寄附金の件数、寄附金額、できれば対前年度比まで答えていただけますとありがたいと思っています。いかがですか。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

すみません。詳しい資料、ちょっと持ち合わせておりませんが、今分かる分で申し上げますと、今議員が質問ありました前年対比ですね、まず、今年の昨日現在で1,036万9,000円の寄附をいただいております。ちょっと件数が申し訳ございません、今控えがございませんけれども。金額で昨日現在で1,036万9,000円の収入がっております。同時期の昨年で申し上げますと1,855万7,000円、昨年の時期でやっております、これは制度改正前でございますけれども。それで、先ほど議員が言われた前年対比というのをこの数字で出しますと約56%の収入であるということでございます。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

宇美町で稼げる場所といったら言い方は悪いかもしれませんが、稼ぐところはここしかないです。ふるさと宇美町応援寄附金、あと企業版のふるさと納税もありますけどね。どれだけ適切な対策を打って、寄附金を増やしていくのか。昨日配られましたよね、名刺と一緒に配ってくださいと。これはもちろん当然、役場職員全員に配って、名刺交換するときなんか配ったり、あるいは暑中お見舞いとか職員の方出されるときに、暑中お見舞いに貼って使うというような方法もあるかもしれませんが。今、何か目に見えてやっているのはそこだけなんです。どんな目に見えた効果的な対策を打って、ふるさと納税応援寄附金を増やそうとしてありますか。そこが見えてこないんです。現時点でも去年の半額です、約。このままいくと、もう先は見えています。目標金額に絶対至りません、このままいくと。どんなことを考えてありますか。何か本当に手を打つとか、職員一丸となってやるとか、知恵を出し合うとか、目標金額をきっちり定めてそこにやれることを全部やるとか、何か考えはあると思いますけど、いかがですか。考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

非常に私たちも危機感を持っておりますし、議員も御心配いただいているというのは重々伝わってまいります。ですから、今言われましたけれども、町長自身当然危機感を持っていただいて

おりますし、先日の課長会でも町長から、全職員全庁体制で取り組むように指示を受けておりました、その一部としまして、議員も御紹介いただいた名刺サイズのPRカードを全課に配布するなど既に取り組を始めておりますけれども。

今から全職員で知恵を出し合って、今明確にこれと、必ず効果があるものというのは、ちょっと断言はできませんけれども、今後全庁体制で取組を考えてやっていきたい。それに追加しまして、魅力ある返礼品の掘り起こしなどについては当課でも頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

御指摘いただいておりますふるさと応援寄附金ですけれども、私も本当に危機感を持っておるところでございます。そういった中で、担当課に指示をしまして、名刺サイズのふるさと宇美町応援寄附金のPRのカードを5万枚作成して、既に課長を通じて、課長がまずしっかり課をまとめてやるんだということで全職員に配布をしたところです。

また、職員みんなが宇美町のセールスマンであるということの考えのもと、あらゆる場面で町のよさをPRするとともに、ふるさと応援寄附金を併せてPRすることをお願いしたところでございます。

また、6月26日にはふるさと応援寄附金の職員向けの説明会を開催するようしております。そして、職員が町のセールスマンである以上はこの制度をしっかりと知る必要があると。そういった意味で仕組みを再認識するとともに、新しい返礼品の提案や寄附額を増やすためのぎくばらんな意見交換会をやるように、もう既にこれも決定しております。こういったことを定期的にやると。制度が変わってということもありますけれども、やはりやれることを私たち職員、また議員の皆さんと一緒にやりながら、甘んじて死を待つということじゃなくて、やれることをやっていくと。粛々と進めていくということで、職員一丸となってやっていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

私もいろいろSNSもやっているんです。役場職員の方もやってあるんですよ。この間見つけました、お1人。ある課長さんがふるさと応援宇美町のはがきサイズのやつをアップされてました。どなたでもいいです、宇美町に寄附をお願いしますと呼びかけもされてました。でも、1件だけです、見つけたのは。

全庁舎の職員がやはりいろんな手段が使えるんですよ。危機感がちょっとあまりにも不足しているなど。私もいろいろやりますけれども、それをみんなでやれば200人力ですよ。やりましょうよ、ぜひ、本当に力を入れて。ここしかないです、金を稼ぐところは。ぜひ本当に前向きに取り組んでいただきたいなど。その姿がなかなか見えてこないです。やっぱり目に見える形でやっていくとか、あるいは目標金額をしっかりと定める。どこの役場に行っても貼ってあります一番目立つところに。目標金額いくら、達成率は今何%とか。

ぜひいろんなことをやっていただきながら、このふるさと宇美町応援寄附金。本当にやりましょう、ぜひ、頑張っていきましょう。回答ありません。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第1号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼、お疲れさまでした。

13時41分散会
